

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

(共同参画社会推進課)

二

○有害図書類の指定

() ()

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定

() ()

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

() ()

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

() ()

三

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

三

○土地収用法に基づく事業の認定

(用地課)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

規 則

小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(償還期間の特例)

第六条の二 知事は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第十三条第一項に規定する激甚災害を受けた者で激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)第二十六条各号に該当するものが当該災害を受ける以前に受けた設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は設備貸与事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る設備導入資金については、前条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。この場合において、同条第二項中、「八年」とあるのは、「十年」と、「十三年以内」とあるのは、「十五年以内」とする。

2 貸与機関は、前項の規定による償還期間の延長を受けようとするときは、延長申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る償還期間の特例)

4 知事は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう)により著しい被害を受けた者が同日以後に受ける設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は設備貸与事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る設備導入資金については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、その償還期間を十年とすることができる。この場合において、同条第二項中、「八年」とあるのは、「十年」とする。

5 第六条の二第二項の規定は、貸与機関が前項の規定による償還期間の特例の適用を受けようとするときについて準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月十九日

番号 種 類 図 書 類 の 名 称 発 行 所	一 指定図書類 宮城県知事 村 井 嘉 浩 平成二十三年七月十九日	宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩	宮城県知事 村 井 嘉 浩
-----------------------------------	--	---------------	---------------	---------------	---------------

一 事務決裁規程の一部を改正する訓令 宮城県知事 村 井 嘉 浩 事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。 別表第一商工経営支援課長の専決事項の項第十四号中トをチとし、口からへまでを八からトまでとし、イの次に次のように加える。 口 償還期間の延長（第六条の二） 附 則 この訓令は、平成二十三年七月十九日から施行する。	告 示	○宮城県告示第五百二十六号 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により告示する。 平成二十三年七月十九日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 浦戸福祉会 代表者の氏名 中 井 豊 主たる事務所の所在地 塩竈市浦戸桂島字庵寺三十四番地 三 定款に記載された目的 この法人は、観光地としてのまちづくりの構築を推進し、特産品販売場の研究、観光地域の宣伝活動、自然環境の保持にも取り組み、また、高齢化率の高い地域であることから在宅介護支援事業も行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。 四 申請のあつた年月日 平成二十三年六月十五日 ○宮城県告示第五百三十七号 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。 平成二十三年七月十九日
---	-----	---	---

〇四一三〇〇二九六 訪問介護ステーション 居宅介護 医療法人一秀 平成二十三年	〇四一五〇〇四六五 居宅介護センター 大崎市古川江合本町 一丁目ブリリアンス 百一	事業所の名称及び所在地 指定障害福祉サービスの種類 設置者名 指定年月日	〇宮城県告示第五百三十八号 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。 平成二十三年七月十九日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	二 指定理由 図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>COMICすもも VOL. 06</td> <td style="text-align: center;">(株)双葉社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>上級恋愛ミント 8月号</td> <td style="text-align: center;">(株)近代映画社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>らぶしえるたあ 02</td> <td style="text-align: center;">(株)実業之日本社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>無敵恋愛エスガール 8月号</td> <td style="text-align: center;">(株)ぶんか社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>月刊ヤングチャンピオン烈 7月号</td> <td style="text-align: center;">(株)秋田書店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>ヤングアニマルあいらんど 第15号</td> <td style="text-align: center;">(株)白泉社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>恋愛宣言PINKY VOL. 7</td> <td style="text-align: center;">(株)秋水社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>ニッポン裏文化潜入調査隊</td> <td style="text-align: center;">(株)三オブックス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>BUBKAダイヤモンド</td> <td style="text-align: center;">(株)コアマガジン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>ナックル ザ・タワー</td> <td style="text-align: center;">ミリオン出版(株)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十一</td> <td style="text-align: center;">雑誌</td> <td>夜のお仕事本当にあるウラのウラ</td> <td style="text-align: center;">(株)芳文社</td> </tr> </table>	一	雑誌	COMICすもも VOL. 06	(株)双葉社	二	雑誌	上級恋愛ミント 8月号	(株)近代映画社	三	雑誌	らぶしえるたあ 02	(株)実業之日本社	四	雑誌	無敵恋愛エスガール 8月号	(株)ぶんか社	五	雑誌	月刊ヤングチャンピオン烈 7月号	(株)秋田書店	六	雑誌	ヤングアニマルあいらんど 第15号	(株)白泉社	七	雑誌	恋愛宣言PINKY VOL. 7	(株)秋水社	八	雑誌	ニッポン裏文化潜入調査隊	(株)三オブックス	九	雑誌	BUBKAダイヤモンド	(株)コアマガジン	十	雑誌	ナックル ザ・タワー	ミリオン出版(株)	十一	雑誌	夜のお仕事本当にあるウラのウラ	(株)芳文社
一	雑誌	COMICすもも VOL. 06	(株)双葉社																																														
二	雑誌	上級恋愛ミント 8月号	(株)近代映画社																																														
三	雑誌	らぶしえるたあ 02	(株)実業之日本社																																														
四	雑誌	無敵恋愛エスガール 8月号	(株)ぶんか社																																														
五	雑誌	月刊ヤングチャンピオン烈 7月号	(株)秋田書店																																														
六	雑誌	ヤングアニマルあいらんど 第15号	(株)白泉社																																														
七	雑誌	恋愛宣言PINKY VOL. 7	(株)秋水社																																														
八	雑誌	ニッポン裏文化潜入調査隊	(株)三オブックス																																														
九	雑誌	BUBKAダイヤモンド	(株)コアマガジン																																														
十	雑誌	ナックル ザ・タワー	ミリオン出版(株)																																														
十一	雑誌	夜のお仕事本当にあるウラのウラ	(株)芳文社																																														

〇四二二〇〇二五七	ンハウス・クルー 栗原市金成未野台下 三十一番一号	重度訪問介護	会	六月一日
〇四二二〇〇二五七	ケア・グループホー ムビルガル 岩沼市押分字与奈三 十番地の十二	共同生活介護 共同生活援助	社会福祉法人 しおかぜ福祉 会	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第五百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四三〇二〇〇六八三	事業所の名称及び所在地	相談支援センター 桜・さくら 石巻市不動町二丁目八番五号	設置者名	社会福祉法人 夢みの里	指定年月日	平成二十三年 六月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------	------	----------------	-------	----------------

○宮城県告示第五百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二二〇〇〇九八	設置者名	社会福祉法人栗原 社会福祉協議会	事業所の名称及び所在地	変更前 栗原市築館薬師三丁目六 番一号 変更後 栗原市築館薬師三丁目六 番二号	変更年月日	平成二十三年 四月一日
-------	------------	------	---------------------	-------------	--	-------	----------------

○宮城県告示第五百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二二〇〇二二二	事業所の名称及び所在地	栗駒居宅介護事業所 栗原市栗駒岩ヶ崎上 小路百三十六	指定障害福祉 サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	社会福祉法人 栗原社会福祉 協議会	廃止年月日	平成二十三年 三月三十一日
〇四二二二〇〇二〇六	一迫居宅介護事業所 栗原市一迫字清水西 浦十七番地一	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 栗原社会福祉 協議会	平成二十三年 三月三十一日					
〇四二二二〇〇二〇四	志波姫居宅介護事業 所 栗原市志波姫沼崎原 八十三番地の一	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 栗原社会福祉 協議会	平成二十三年 三月三十一日					
〇四二二二〇〇〇六五	セントケアしづがわ 本吉郡南三陸町志津 川字五日町十四番地 四号	居宅介護 重度訪問介護	セントケア宮 城株式会社	平成二十三年 三月三十一日					
〇四二二二〇〇三九九	有限会社こころケア サービス 石巻市門脇字青葉西 四十七番地三	居宅介護 重度訪問介護 (みなし) 行動援護	有限会社こ ころケアサービ ス	平成二十三年 六月三十日					
〇四二二二〇〇五九七	わらしべ舎西多賀工 房 仙台市太白区西多賀 三丁目一・二十五	短期入所	社会福祉法人 わらしべ舎	平成二十三年 八月一日					

○宮城県告示第五百四十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成二十三年 八月二十四日	実施区域	刈田町郡 全区域	検査受付時間	午前十時から 午後二時三十分まで	実施の場所	蔵王町ふるさと文化会館 (こざいんホール)
同 八月二十六日	柴田町郡 全区域	午後二時から 午後二時三十分まで	川崎町役場西庁舎一階車庫				
同 八月三十日	七ヶ宿町郡 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	七ヶ宿町開発センター				

九月二日	柴田町	全	午前十時から 午後二時三十分まで	村田町中央公民館
九月五日	柴田町	全	午前十時から 午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫
九月六日	柴田町	全	午前十時から 午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫
九月十三日	柴田町	船岡	午前十時から 午後二時三十分まで	船岡体育館
九月十四日	柴田町	槻木	午前十時から 午後二時三十分まで	槻木生涯学習センター

○宮城県告示第五百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 加美町
- 二 事業の種類 加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県加美郡加美町字矢越地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十條各号に規定する要件を充足するものと認められる。

 - 1 第一号要件 加美町新庁舎建設工事（以下「本件事業」という。）のうち、加美町新庁舎建設工事（以下「本件工事」という。）は、地方公共団体（加美町）が設置する庁舎に関する事業であり、法第三十條第三十一号に該当する。また、本件工事の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、地方公共団体（加美町）が設置する用水路及び排水路に関する事業であり、法第三十條第五号に該当する。
 - 2 第二号要件 本件事業は法第二十條第一号の要件を充足するものと認められる。したがって、本件事業は法第二十條第一号の要件を充足するものと認められる。また、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

3 第三号要件

したがって、本件事業は法第二十條第二号の要件を充足するものと認められる。

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

加美町は、平成十五年四月一日に旧加美郡中新田町、旧加美郡小野田町及び旧加美郡宮崎町が合併して誕生した新町である。合併の際に締結した合併協定書では、新町の事務所は旧中新田町役場とし、旧小野田町役場及び旧宮崎町役場を支所とする。また、将来の新町の事務所の位置は新町において検討することとした。そのため、住民サービスをはじめとする行政事務は、旧中新田町役場を本庁舎としているが、本庁舎の床面積等の関係から、町議会及び農業委員会を小野田庁舎（旧小野田町役場）に、教育委員会は宮崎庁舎（旧宮崎町役場）に、保健福祉課は加美町福祉会館に、上下水道課は中新田浄化センターに分散配置している。

本庁舎は、昭和四十一年に建設された鉄筋コンクリート造三階建ての建物であり建築以来十四年が経過し老朽化が目立ってきており、耐震壁が不足する等の構造的要因から、現在の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の耐震基準を満たしておらず災害時の防災拠点としての機能確保が懸念されている。また、本庁舎の床面積から本庁に勤務する職員数の合併による増加に対応できておらず、本庁に配置すべき部署が配置できないため、来庁者の用件が複数の部署にまたがる場合には、来庁者は庁舎間の移動が必要となっている。さらに、窓口に相談するスペースがない、エレベーターがないなどプライバシー及びバリアフリーの面からも利用しづらい状況であり行政サービスの提供に支障を及ぼしている。

本件事業の完成により、五箇所に分散されている行政機能を一箇所に集約し、行政機能が充実することにより町民に対する利便性及び行政事務執行の効率性の向上が期待される。また、防災拠点としての機能確保が図られるものと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。起業者が平成二十二年九月及び十月に行った現地調査では起業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づき保護のため特別の措置を講ずべき動植物は認められなかった。しかし、環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された種が確認されたため、保全対策として可能な配慮を行うこととしている。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）に基づき起業者が保護のため特別の措

置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業により建設される庁舎は、加美町職員定員適正化計画を基に収容予定職員数を百七十七人とした上で、一般執務に係る諸室の延べ床面積については、総務省起債対象事業費算定基準により算定した延べ床面積以内とし、それに加えて住民活動の支援のために必要な床面積を考慮して計画している。駐車場は、一般来庁者調査、職員定員適正化計画等を基に、必要な駐車台数二百六十六台分を確保することとした上で、一台当たりの駐車区画の寸法等を「道路構造令の解説と運用」に準じて算定した計画となっている。また、緑地については国土交通省の「建築設計基準」により計画されており客観的かつ技術的な基準に適合していると認められる。

さらに、本件事業は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第二項の規定に基づき住民の利便性等を考慮して選定された四候補地を防災拠点としての機能の確保、災害時・平常時の利便性、将来のまちづくりへの対応、候補地周辺の交通環境への変化及び経済性の観点で比較検討を経て決定されており、加美町が起業地選定に当たって条件の中で重視している防災拠点としての機能確保、災害時・平常時の利便性、将来のまちづくりへの対応に優れていることなどを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるときに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、加美町では、本庁舎の床面積等の関係から、本庁に配置すべき部署を五箇所に分散配置しており、行政サービスの提供及び行政事務執行の効率化に支障を及ぼしている。また、本庁舎は耐震壁が不足する等の構造的要因から、現在の建築基準法の耐震基準を満たしておらず災害時の防災拠点としての機能確保が懸念されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

加美町役場(総務課庁舎建設準備室)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
名取市愛鳥台一丁目百一十七番二十七、百一十八番三十一及び百一十八番二十六の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東京都千代田区九段北四丁目二番二十二号
ニューリアルプロパティ株式会社